

兵庫県内を目的地とする交通系パスと連携した 観光地の消費喚起に係るキャンペーン事業委託業務 仕様書

1 事業概要

大阪・関西万博終了後の観光需要の落ち込みに備え、兵庫県内の観光地の消費喚起のため、県内が目的地として含まれる交通系パスと連携したキャンペーン事業を実施する。

2 業務の名称

兵庫県内を目的地とする交通系パスと連携した観光地の消費喚起に係るキャンペーン事業委託業務

3 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、委託者という）

4 契約期間・金額

- (1) 契約期間 契約日 ～ 令和8年3月23日（月）
- (2) 金 額 10,000千円（消費税及び地方消費税円含む）を上限とする。

5 業務内容

- (1) 兵庫県内の公共交通機関を利用した地域の活性化となる企画の提案と実施

ア 交通系パスとの連携

- ①本キャンペーンは兵庫県内のエリアを含む交通系パスとの連携を条件とすること。
- ②対象となる交通系パスをリストアップし、委託者と協議の上、決定すること。

イ 対象エリア

- ①対象エリアは兵庫県内全体を対象とし、各地の魅力を訴求すること。
- ②実施期間中を通して、目的地のエリアバランスがトータルでとれた形となること。

ウ 県内の観光地等における消費の喚起

- ①県内のエリアを含む交通パスとの連携を条件に、目的地の観光施設・飲食・物販などの利用を促進する内容であること。
- ②対象となる施設・事業者を選定し運営をとりまとめること。また関係事業者への本企画の提案・説明・契約等の調整業務も実施すること。
- ③可能な限り、ひょうごフィールドパビリオンや兵庫テロワールコンテンツに関連する施設を対象に含めること。

エ 企画内容

- ①兵庫県への来訪意欲および、本企画への参加意欲を高める内容であること
- ②本県の観光資源への理解を深めたうえで、実施事業者の知見を活かした内容を提案すること。
- ③利用者への魅力付けとして、割引の補助や特典の提供も可能とする。その場合に必要となる経費や精算なども委託費に含めることとする。

- (2) プロモーションの提案と実施

本事業への参加者数拡大を目的としたプロモーションや、参加者への魅力付けとなる企画を提案し、委託者と協議の上、実施をすること

ア 実施手法

- ①プロモーションの手法について、媒体、内容、回数など、具体的に提案すること。
- ②プロモーションに必要となるバナーやサイト等の媒体もあわせて作成すること。
- ③利用者がスムーズに参加できるよう、旅マエ・旅ナカとも告知を充実させること。

(3) データの可視化

本企画について、可能な範囲で参加者属性や周遊履歴、訪問したスポットなど利用者の導線に関する実績をデータ化すること

ア 集計方法

- ①単純集計及び性別や年齢別などの基本的な属性によるクロス集計を行うこと。

イ 実績報告

- ①集計したデータを基に事業実施報告書を作成すること。
- ②事業実施報告書の作成においては、表やグラフを用いて分かりやすいものとなるよう工夫すること。
- ③報告書の記載内容の詳細は、委託者と受託者において協議を行って決めること。
- ④報告書には個票データを添付すること。なお、個票データの提出形式は Excel で利用可能な形式とする。

6 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、実施結果等を記載した「事業完了報告書」を委託者に提出しなければならない。報告書は画像等を活用し、データは編集可能なものを提出すること。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部
神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1 県庁 1 号館 7 階
メール：doi-m@hyogo-tourism.jp

(3) 提出期限

令和 8 年 3 月 13 日（金）

7 事業実施上の留意点等

(1) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(2) 業務の履行に関する措置

本業務に履行については、委託者の指示に従うこと。

(3) 成果品の利用（二次利用）

本事業の成果物に係る権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。

また、加工及び二次利用する場合は、事前に受託者と協議することとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

(4) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(6) 著作権・肖像権

受託事業者は、委託者が提供する画像等を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きを行うこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

8 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、審査結果通知後 7 日以内に委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、または過去 2 年間に法人・国等と契約を締結・履行したことを記載した誓約書を提出した場合において契約保証金の全部または一部を免除することができる。

9 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

10 委託料の支払い

委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

1 1 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

1 2 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。